

# マル福受給者証の更新の時期になりました

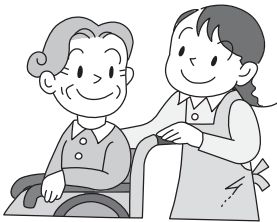
現在お使いのマル福受給者証の有効期限は6月30日までとなっており、7月1日から受給者証が新しくなります。令和5年中の所得により、該当・非該当の判定を行い、該当する方へ6月下旬に新しい受給者証を送付します。

- ☆ 下記に該当する方は、手続きが必要となりますので、お早めに手続きされますようお願いします。
- なお、該当する方には6月上旬までに通知しています。
- ・令和6年1月1日以降に転入された方

・令和5年中の所得の申告をされていない方

・障害者手帳・障害年金証書等の確認が必要な方

・その他確認事項がある方



- ☆ マル福には所得制限があります（制限額は下表をご参照ください）。
- また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合、非該当となります。

## ○ひとり親家庭マル福

| 合計扶養親族数 |         | うち老人扶養親族数<br>(特定扶養親族は更に15万円加算) |         |
|---------|---------|--------------------------------|---------|
|         |         | 1人                             | 2人      |
| 0人      | 301万6千円 |                                |         |
| 1人      | 339万6千円 | 349万6千円                        |         |
| 2人      | 377万6千円 | 387万6千円                        | 397万6千円 |
| 3人      | 415万6千円 | 425万6千円                        | 435万6千円 |

## ○重度心身障害マル福

| 扶養親族 | 本 人                             | 配偶者・扶養義務者                        |
|------|---------------------------------|----------------------------------|
| 0人   | 512万9千円                         | 628万7千円                          |
| 1人   | 550万9千円                         | 653万6千円                          |
| 2人   | 588万9千円                         | 674万9千円                          |
|      | 扶養親族1人につき38万円加算、特定扶養親族は更に25万円加算 | 扶養親族1人につき21万3千円加算、特定扶養親族は更に6万円加算 |

新規でマル福を受給するにはご本人（または代理人）からの申請が必要です。下記に該当する方で、申請されていない方は、保険課（1階4番窓口）へお問い合わせください。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひとり親家庭 | 離別、死別などの事由により配偶者のいない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件（※）を満たしている方とそのお子様。 <div>・18歳未満</div> <div>・20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である</div> （※）世帯、健康保険、配偶者の障がい状況等により認定を行います。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 重度心身障害 | 次のいずれかに該当する方。 <div>・身体障害者手帳（1級、2級または内部障がいにおける3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方</div> <div>・身体障害者手帳（3級）をお持ちで知能指数が50以下の方</div> <div>・身体障害者手帳（4級）をお持ちで知能指数が50以下の方</div> <div>・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方</div> <div>・療育手帳（㊦またはA）をお持ちの方</div> <div>・障害年金1級の受給権をお持ちの方</div> <div>・特別児童扶養手当（1級）受給中の方</div> <div>・精神障害者保健福祉手帳（2級）と身体障害者手帳（3級）をお持ちの方</div> <div>・精神障害者保健福祉手帳（2級）と身体障害者手帳（4級）をお持ちの方</div> <div>・精神障害者保健福祉手帳（2級）をお持ちで知能指数が50以下の方</div> |

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

## 令和6年度

# 国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和6年度の国民年金の保険料（定額）は、月額16,980円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では個人の所得に応じて保険料の支払いを免除または猶予することができます。

※保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）についてもさかのぼって免除等を申請することができます（学生納付特例も同様）。



令和6年度（令和6年7月分から令和7年6月分まで）の  
**免除・納付猶予制度申請受付開始日：令和6年7月1日**

## 【免除（全額免除、一部免除）申請・納付猶予申請】

**免 除 申 請：**本人、配偶者、世帯主の前年所得が所得制限額未満の場合に保険料の納付が全額免除または一部免除の申請ができます。

**納付猶予申請：**50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が所得制限額未満の場合に納付猶予の申請ができます。

- 申請に必要なもの：免除される方の年金手帳または基礎年金番号通知書
- 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※「一部免除」については一部保険料の納付が必要です。
- ※免除・納付猶予を受けている期間は10年までさかのぼって追納することが可能です。

## 【学生納付特例申請《令和6年4月1日から受付しています》】

学生の方で本人の所得が所得制限額未満の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。

- 申請に必要なもの：
- 学生証（有効期限の記載があるもの）の両面（表・裏）コピーまたは在学証明書（原本）
- 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ※学生の方は学生納付特例以外の免除や納付猶予を申請できません。
- ※学生納付特例を受けている期間は10年までさかのぼって追納することが可能です。

## 《退職（失業）による特例について》

退職された方の所得をゼロと判定することで、免除・納付猶予制度を受けやすくする特例です。退職日の翌日（喪失日）が属する年の翌々年の6月分までの免除申請に適用されます。

- 申請に必要なもの：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証 等
- 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

## 【産前産後免除該当届について（出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です）】

出産予定月の前月から4か月の保険料が免除されます。上記の免除申請と違い、産前産後の期間は納付された扱いとなりますので、免除・納付猶予の申請をしている方も必ず届け出をしてください。

- 申請に必要なもの：母子健康手帳（出産後の申請の場合は不要）
- 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

## マイナポータルから保険料免除申請等、国民年金手続きの電子申請ができます。

※初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログインの画面の「登録・ログイン」から「利用登録」を行ってください。



マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

【問合せ先】 水戸南年金事務所  
茨城町保険課 医療年金グループ

☎ 029-227-3278  
☎ 029-240-7113（直通）  
FAX 029-219-1026